

渉外的要素を有する特許権侵害訴訟 に関する一考察

特許第2委員会
第1小委員会*

抄 録 企業における経済活動のグローバル化に伴い、産業財産権法の分野においても、国際的な取引や紛争が発生することは珍しいことではない。そのため、民事訴訟法の改正や法の適用に関する通則法の制定など渉外事件を適正かつ迅速に解決するための法整備がなされている。しかしながら、産業財産権の効力は登録国のみに及ぶとする「属地主義の原則」が広く適用されており、国際的な企業活動の実態と齟齬する点において、法の適用範囲や解釈について激しく争う事例がみられる。そこで、渉外的要素を有する特許権侵害訴訟に焦点をあて、裁判例から問題を分析し、当該事件に対処する実務者への指針を検討する。

目 次

1. はじめに
2. 渉外事件の現状と実態
 2. 1 渉外事件に対する法整備
 2. 2 裁判例の調査
 2. 3 調査結果からみた問題点の抽出・分析
3. 国際裁判管轄に関する問題
 3. 1 特許権侵害訴訟の国際裁判管轄
 3. 2 裁判例の検討
 3. 3 実務者への提言
4. 準拠法に関する問題
 4. 1 特許権侵害訴訟の準拠法
 4. 2 裁判例の検討
 4. 3 実務者への提言
5. 特許発明の実施行為が国境を超える場合の問題
 5. 1 国境を越えた特許権侵害
 5. 2 裁判例の検討
 5. 3 実務者への提言
6. おわりに

1. はじめに

近年、通信・交通手段の飛躍的発達やBRICsなどの新興国の経済発展により、企業の経済活

動はグローバル化・ボーダレス化している。そのため、複数の国に関連する企業同士の法律関係（渉外的要素を有する法律関係）が多々生じている^{1), 2)}。

従来、グローバル化した企業活動を支えるための国際的な産業財産権（特に特許権）の保護に関しては、パリ条約に規定する属地主義の原則の下、企業はビジネスを行うそれぞれの国で同一の発明について権利を取得するとともに、そのうちのいずれかの国で起こった特許権侵害に対しては、当該事件の起きた国で取得した特許権に基づき、当該国で訴訟を提起して解決に当たるのが通常である。

しかしながら、渉外事件に係る訴訟を提起する場合においては、例えば、当事者間に管轄合意がない場合にいずれの国で侵害訴訟を提起すれば良いのか、あるいは、外国で発生した特許権侵害を日本の裁判所で判断することができるのか、などという裁判権の行使に係る国際裁判

* 2011年度 The First Subcommittee, The Second Patent Committee

管轄の問題が発生する。また、国際裁判管轄に争いがなくとも、各国が独立した法律を有している限り、いずれの国の法律を適用すべきかという準拠法の問題も発生しうる。

更に、外国の裁判所に訴訟が提起され、外国で確定判決を受けた場合、その判決が日本で承認されるかという相互承認の適否の問題もある。

このほか、システムに係る日本の特許発明の一部の構成要件のみが外国で実施されたり、外国にいる者が、教唆者や幫助者として日本の特許権侵害に関与するなど、国境を越えて特許権侵害がなされるといった問題に直面することもある。これらの問題は、現在の企業活動を考えると、将来的に、より一層多発していくと考えられる。

そこで、渉外的要素を有する特許権侵害訴訟に焦点を当て、その実態を明らかにするとともに、実務者への提言を検討することとした。

なお、本稿は2011年度特許第2委員会の原田良一委員長（日本信号）、大塚章宏委員長代理（日本メジフィジックス）をはじめ、同第1小委員会のメンバーである島野哲郎（小委員長、宇部興産）、大野慶司（小委員長補佐、住友化学）、霧生直人（小委員長補佐、日産自動車）、飯野朗弘（セイコーインスツル）、岩田正洋（アステラス製薬）、片桐巧（小糸製作所）、富永幸男（三井化学）、日賀野聡（ソニー）、福田晋士（リコー）、室健一（富士フィルム）、安居将司（日本ガイシ）、山内昭人（富士ゼロックス）、吉田昌朗（本田技研工業）により執筆されたものである。

2. 渉外事件の現状と実態

2.1 渉外事件に対する法整備

渉外的な知的財産権侵害事件に係る法整備については、国際裁判管轄法制に関する中間試

案³⁾において、「知的財産権の侵害訴訟については特段の規定は設けないものとする。」とされていたが、平成23年民事訴訟法改正（法律第36号）において、国際的な経済活動に伴う民事紛争の適正かつ迅速な解決を図ることを目的とした定めが設けられた⁴⁾。当該立法化により、国際裁判管轄決定に係る予測可能性・法的安定性は少なからず高まったといえよう。しかしながら、当該改正内容は従前の裁判例⁵⁾に基づく考え方を明文化した要素が強く、また、特許権侵害訴訟について直接的な規定が設けられたわけではないので実務家の立場としては検討の余地がまだ残されているとも考えられる。

一方、準拠法においても、平成18年に「法の適用に関する通則法」が改正⁶⁾されるに至っているが、特許権侵害に関する直接の規定が制定されていないことから問題が生じている。

外国確定判決の承認・執行に関しても、民事訴訟法第118条において規定⁷⁾されているものの、確定判決を法律の異なる複数の国家間で相互に承認できるかどうかについては、安易に考えることができないという問題もある。

従って、渉外事件に対する国内の法整備は整いつつあるものの、具体的な条約などに対する複数の国家間での取り決めがない現状においては、実際の企業活動との齟齬が生じているとも考えられる。

2.2 裁判例の調査

ここでは、特許権などに係る渉外事件のうち、国際裁判管轄や準拠法が争点となった事件の状況を調べるために、特許権及び実用新案権に係る訴訟の判決を、最高裁判所ホームページの判例検索システム（「特許権+実用新案権」×「民事訴訟+民事仮処分」×「国際裁判管轄+準拠法」）にて抽出し、国際裁判管轄や準拠法が争われていない訴訟を除く25件の判決の内容を調査した。

まず、国際裁判管轄や準拠法が争点となっている訴訟において、対象となった事件の類型をまとめたのが、図1である。「特許権侵害」に係る事件（以下、特許権侵害事件）が合計44%を占め、職務発明における対価請求や特許を受ける権利の帰属などが争われた「職務発明」に係る事件（以下、職務発明事件）は48%を占めていた。

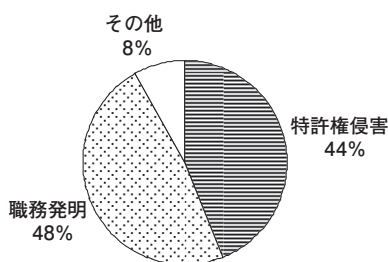


図1 特許権に係る渉外事件の各事件の割合

また、国際裁判管轄や準拠法が争点となっている訴訟において、裁判所がどの争点に関する判決を出したかを示したのが、図2のグラフである。

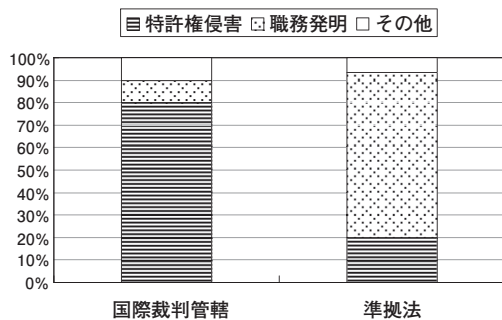


図2 国際裁判管轄及び準拠法と事件との関係

図2に示すように、国際裁判管轄が争われている事件の多くは特許権侵害事件であるのに対して（80%）、準拠法が争点となった事件は、職務発明事件が大半を占めた（70%）。

職務発明事件の場合には、外国での特許を受ける権利の帰属やその対価などの請求において、職務発明に係る規定（特許法第35条）の適

用を受けることができるかどうか、即ち、日本国特許法を準拠法とすることの可否が多く争われている。当該争点については、「光ディスク」事件⁸⁾において、属地主義の原則に照らし、特許権が登録される国の準拠法を用いて判断すると判示されたことで、一応の結着がついたかのように思われる。

2. 3 調査結果からみた問題点の抽出・分析

国際裁判管轄が争点となった事件は、平成23年の民事訴訟法改正による立法化により争いがなくなるようにも思えるが、今回の改正においては、先述の通り、従前の裁判例を明文化した要素が強く、依然として争いがなくなるとは言い難いと考えられる。

一方、準拠法が争点となった事件においては、後述する「FM信号復調装置」事件がリーディングケースとなっており、当該判決により外国からの侵害行為や積極的誘導に対する対応も限られている。米国特許法における域外適用⁹⁾のような規定がある場合はともかく、現在の国内法ではこのような外国からの侵害行為などに対する防御手段がないというのが現状である。

このほか、これら国際裁判管轄や準拠法の問題以外にも、企業活動の国際化に伴い実施行為が国境を越える場合の問題がある。具体的には、方法に係る発明やインターネット関連の発明に係る特許権については、国をまたがって複数者が関与する侵害の形態が想定される。また、日本国内において直接侵害が発生していない場合において、直接侵害品（完成品）の専用品が日本国内で流通していながらも、間接侵害の責めを問うことができないといった、日本企業の事業活動が阻害されるおそれも想定されうる。このような場合に、特許法における権利一体の原則や属地主義¹⁰⁾を厳格に貫くと、特許権に基づく権利行使や不法行為に基づく訴えを提起することもできず、特許権者に著しく不利益となる

場合を招来しかねない。そのため、渉外的要素を有する特許権侵害訴訟においては、特許発明の実施行為が複数国にまたがる場合あるいは特許発明に係る製品などが国境を越える場合についても問題視すべきである。

そこで、渉外的要素を有する特許権侵害訴訟に関する問題を検討するために、①国際裁判管轄に関する問題、②準拠法に関する問題、及び③特許発明の実施行為が国境を越える場合の問題を観点として、検討を加えることとした。

3. 国際裁判管轄に関する問題

3.1 特許権侵害訴訟の国際裁判管轄

国際裁判管轄の問題とは、渉外的要素を有する民事事件について、いずれの国の裁判所で裁判を行うかといった問題であるとされている^{11),12)}。渉外的要素を有する事件に係る国際裁判管轄の問題としては、我が国の裁判所が特定の事件について審理するかという場面での直接管轄の問題、外国判決の承認に際して判決国が管轄を有するかという場面の問題となる間接管轄（承認管轄）の問題が挙げられるが、ここでは主として前者の直接管轄について検討する。

国際裁判管轄は、原則として、ある涉外事件について、国際的な経済活動に伴う民事紛争の適正かつ迅速な解決を図ることができるかという視点などに基づいて決定される。

しかしながら、「我が国で裁判を行うことが当事者間の公平、裁判の適正・迅速を期するという理念に反する特段の事情があると認められる場合には、我が国の国際裁判管轄を否定すべきである。」という、「特段の事情」を考慮して国際裁判管轄の認否を判断した裁判例もある¹³⁾。

このように、国内外で法整備がなされていない状況下においては、「裁判所の裁量的要素による判断」がなされており、当事者にとって予測可能性に欠ける場面も少なからず生じてい

た。また、国際裁判管轄が認められるかどうかの問題は裁判に入る前段階の問題であるため、実体的な審理開始の遅延に繋がるだけでなく、その帰趨いかんによっては、日本企業の法的救済や応訴などの観点からも当事者にとって想定外の不利益を招くこともある。そのため、民事紛争の早期解決においては、まずは国際裁判管轄の認否に係る適正かつ迅速な判断が求められている。

そのような中、最近、包括的な国際裁判管轄に係る規定⁴⁾がおかれ、国際裁判管轄の決定に関しての指針が示された。しかしながら、今後、当該規定の解釈や適用の問題が発生する可能性も否定できず、また、国際裁判管轄を規律する包括的な条約がないという問題は依然として残ったままである。そのため、特許権侵害訴訟を有利に進めるためにも、当該訴訟の提起前に、国際裁判管轄に関しても十分な検討が必要であると考えられる。

そこで、渉外的要素を有する特許権侵害訴訟における国際裁判管轄について、どのような根拠により当該管轄が決定されたのかについて、参考となる裁判例を挙げて紹介する。

3.2 裁判例の検討

事例3-①「眼圧降下剤」事件（平成11年(ワ)16175号）

（事案）本件は、日本において眼圧降下剤に関する特許発明の専用実施権を有する原告が、多国籍企業の親会社（外国法人）により、日本の子会社と共同して日本特許権を侵害されたとして、親会社と日本の子会社を被告として共同不法行為を主張した事件である。

裁判所は、「原告の有する本件専用実施権を侵害したとする具体的な行為（単独不法行為又は共同不法行為を構成する具体的な行為）をしたとの主張及び相応の立証をしたと認めることはできない。」として、日本国内における外国

法人である親会社の共同不法行為を認めず、訴えを却下した。

(検討) 裁判所は、国際裁判管轄があるための根拠となる事実は、原告が具体的に主張・立証をすべきことを厳格に明示している。仮に、原告が、親会社の子会社に対する教唆又は幫助といった共同不法行為とみなされる具体的事実の主張をし、その客観的事実とそれによる原告の損害の発生との客観的な関係が証明できれば、親会社が外国法人であっても、特許権侵害の結果発生地である日本を裁判管轄とすることができた余地があったと思われる。

事例3-②「記録媒体駆動用モータ」事件(平成20年(ワ)9742号)¹⁴⁾

(事案) 本件は、記録媒体の駆動用モータに関する日本特許権者である原告が、韓国に本社を有する外国法人である被告(日本に子会社を有しない)の行為が、特許法2条3項1号で規定する「譲渡の申出」に該当するとして、特許権の侵害差止請求及び損害賠償請求(弁護士費用のみ)を提起した事件である。被告は、日本で閲覧可能な被告のウェブサイト、被告製モータの品番及び日本における販売拠点を掲載し、「購買に関するお問合せ」及び「製品に関するお問合せ」の項目も設けていた。この点について裁判所は、モータの品番が掲載されていても、その具体的な仕様が示されておらず、問い合わせフォームにもリンクしていないことを理由に、これらの行為は被告製モータの一般的紹介に止まるものであって、譲渡の申出がなされたとは認めなかった。又、被告が我が国において原告物件の譲渡の申出をする具体的なおそれがあると推認することもできないなどとして、日本の裁判所の国際裁判管轄を否定した。

(検討) ウェブサイトに製品の品番及び日本における販売拠点が明示されていたのであるから、その販売拠点に特定の品番のモータの具体

的仕様を問い合わせることは、電話や訪問などの他の方法により可能であったと思われ、その点を当事者間で争っていたならば裁判所の判断は異なっていたとも考えられる。

事例3-③「記録媒体駆動用モータ」事件(平成22年(ネ)10003号)¹⁵⁾

(事案) 本件は、平成20年(ワ)9742号の控訴審である(なお、特許権侵害差止め及び損害賠償請求した点が原審とは異なる)。裁判所は、国際裁判管轄の判断基準⁶⁾を示した上で、民訴5条9号の不法行為地の解釈については、「加害行為が行われた地(「加害行為地」)と結果が発生した地(「結果発生地」)の双方が含まれると解されるところ、本件訴えにおいて控訴人(一審原告)が侵害されたと主張する権利は日本特許3502266号であるから、不法行為に該当するとして控訴人が主張する、被控訴人(一審被告)による「譲渡の申出行為」について、申出の発信行為又はその受領という結果の発生が客観的事実関係として日本国内においてなされたか否かにより、日本の国際裁判管轄の有無が決められることになると解するのが相当である。」とした。その上で、①ウェブサイト由被告製品の紹介ページや問い合わせフォームなどが掲載されていること(より具体的には、(1)サイト閲覧者は製品の使用内容を認識可能、(2)日本所在の販売本部の住所を知得可能、(3)販売に係る問い合わせフォームを作成可能)、②控訴人営業部長の陳述書により被控訴人(被告)の営業担当者が国内で営業活動を行っている蓋然性が高いこと、③被告製品が国内メーカーにより製造販売され、国内に流通している可能性が高いことなどを総合的に評価し、控訴人(原告)が不法行為と主張する被告物件の譲渡の申出行為については、被控訴人(被告)による申出の発信行為又はその受領という結果が、我が国において生じたものと認めるのが相当であると

て、日本の裁判所の国際裁判管轄を肯定した。なお、裁判所は、被控訴人の行為を根拠として、「当該物件に関して我が国において侵害訴訟などが提起されることは予想の範囲内のことということもできる。」として、特段の事情を否定している。

(検討) 裁判所は、我が国において被控訴人物件の譲渡の申出がなされたことを認定した上で、その結果発生地(不法行為地)が日本にあることを根拠として日本の裁判所の国際裁判管轄を肯定した。

3.3 実務者への提言

日本企業が自己の特許権に基づいて特許権侵害を争う場合、人・時間・費用などの企業側の負担の観点から、特別な事情がない限り、日本の裁判所に国際裁判管轄を認めてもらい、日本において特許紛争の早期解決を図ることが望ましいと考える。

現状としては、日本企業が自己の特許権に基づき、特許権侵害訴訟の原告として国際裁判管轄を争う場合、「被告の普通裁判籍や営業所などが日本にある場合」には、特許権の登録国に関わらず、又、被疑侵害者の実施行為が日本であるかを問わず、特段の事情がない限り、日本の裁判所に国際裁判管轄が認められる。また、「普通裁判籍などが日本にない場合」であっても、被疑侵害者の実施行為が日本において行われ、日本特許権の侵害により損害が発生する場合には、不法行為が日本にあったことを根拠として、日本の裁判所に国際裁判管轄が認められる。なお、この場合には、特許権者は、被疑侵害者の実施行為が、特許発明の実施やその予備的行為、又は民法上の共同不法行為(例えば、教唆・幫助など)に該当する客観的事実や具体的事実を十分に主張立証すべきである。もし、「眼圧降下剤」事件などのように、主張立証が不十分であるとされれば、被疑侵害者の実施行

為が不法行為として認定されず、ひいては国際裁判管轄が否定される原因となるからである。主張立証に関しては、過去の判例などの事情をもとに、積極的に専門家の助言を受けるべきであろう。

また、これ以外にも、合意管轄や応訴管轄が認められる場合や、併合請求により国際裁判管轄が認められる場合についても考慮すべきである。

以上、特許権侵害訴訟の国際裁判管轄について検討してきたが、これら裁判例の蓄積と民法改正により、国際裁判管轄に係る判断についての予測可能性は高まったといえよう。しかしながら、たとえ国際裁判管轄が認められた場合でも、特許権侵害の判断がなされたわけではなく、訴訟で敗訴判決を受けることもある。そのため、特許権侵害訴訟においては、より厳格に侵害対象の特定及び侵害の成否について検討すべきであることはいうまでもない。また、被疑侵害者が外国のみで実施している場合には、日本の裁判所で外国特許に基づき勝訴判決を受けたとしても、外国の裁判所が承認・執行するとは限らないため、日本の勝訴判決をもって直ちに侵害行為が止まるわけでない点に留意すべきである。

4. 準拠法に関する問題

4.1 特許権侵害訴訟の準拠法

次に、日本の裁判所に国際裁判管轄が認められた場合、いずれの国の法律を適用すべきかという準拠法が問題となる¹⁶⁾。

国ごとに法律の内容や性質が異なるため、涉外的要素を含む事件の場合には、ある国の法律では適法であったものが、他国では違法と取り扱われるといった、国家間における法の抵触が生じる蓋然性がある。しかしながら、現状では、特許権侵害事件に関する準拠法を決定するルー

ル（国際私法）に係る国際的な基準がないため、準拠法はそれぞれの国において規定されているに過ぎない。日本では法の適用に関する通則法が当該ルールとして存在しているが、特許権侵害訴訟における準拠法についての直接的・具体的な定めがないため、後述する「FM信号復調装置」事件（最高裁平成12年(受)580号）では、特許権の効力の準拠法に関して、登録国の法律を準拠法とする立場をとった。

また、特許権侵害を理由とする差止請求は、特許権の登録国における独占排他的な対世的効力を発揮させるものであるが、損害賠償請求は、私人間の財産権の侵害に対して生じた損害に対する民事上の救済を求めるに過ぎない。この点については、両者の法律関係の性質が異なるため、損害賠償請求や侵害関与者の民事上の責任についてまで、特許権の登録国を準拠法とするという考え方を適用できるか否かは議論の余地がある。

このほか、準拠法の決定に係る国際的に統一されたルールがないという問題は依然として残ったままである。

そこで、渉外的要素を有する特許権侵害訴訟における準拠法について、参考となる裁判例を挙げて紹介する。

4. 2 裁判例の検討

事例4-①「FM信号復調装置」事件（最高裁平成12年(受)580号）

（事案）本件は、米国に特許権を有する個人（一審原告）が、米国子会社にイ号製品を輸出していた日本法人（一審被告）に対し、米国特許権に基づき輸出などの差止めと損害賠償を求めた事件の上告審である。

裁判所は、特許権侵害を理由とする差止請求について、①特許権は国ごとに権利として認められていること、②属地主義の原則を採用する国が多く、各国の特許権の効力が当該国の領域

内のみ認められること、③特許権の効力が、当該国の領域内においてのみ認められる以上、当該特許権の保護が要求される国は、登録された国であることを理由として、特許権と最も密接に関係がある、当該特許権の登録国である米国の法律を準拠法とした。しかしながら、日本が属地主義の原則を採用していること、米国特許権の効力を日本において認めるべき旨を定めた条約が存在しないことを理由とした上で、「米国特許法を適用した結果、我が国内での行為の差止め又は我が国内にある物の廃棄を命ずることは、我が国の特許法秩序の基本理念と相いれないというべきである。したがって、米国特許法の上記規定を適用して、被上告人に差止め又は廃棄を命ずることは、法例33条にいう我が国の公の秩序に反するものと解するのが相当であるから、米国特許法の上記各規定は適用しない。」として、イ号製品の製造、輸出などの差止めを認めなかった。

これに対して、特許権侵害を理由とする損害賠償請求については、その法律関係の性質を、特許権特有の問題ではなく、民事上の不法行為と認定し、法例11条（即ち、法の適用に関する通則法17条）に基づき、同条における「原因タル事実ノ発生シタル地」が米国であることから、米国法を準拠法とした。その上で、米国特許権の侵害を積極的に誘導する行為に関して、「属地主義の原則を採り、米国特許法271条(b)項のように特許権の効力を自国の領域外における積極的誘導行為に及ぼすことを可能とする規定を持たない我が国の法律の下においては、これを認める立法又は条約のない限り、特許権の効力が及ばない」ことを理由として、登録国の領域外において特許権侵害を積極的に誘導する行為を違法とせず、法例11条2項「外国ニ於テ発生シタル事実カ日本ノ法律ニ依レハ不法ナラサルトキ」の規定を適用して請求は認められないとした。

（検討）裁判所は、原判決の「法例で規定す

る準拠法決定の問題は生ずる余地がない。」(属地主義の原則に照らし登録国の法であり準拠法の決定は不要)との判断に対し、「米国特許法により付与された権利に基づく請求であるという点において、渉外的要素を含むものであるから、準拠法を決定する必要がある。」と準拠法を決定する必要があると判示した。当該判決により従前の準拠法決定の要否について一応の判断がなされたと考えられる。

事例4-②「サンゴ化石粉末」事件(平成14年(ワ)1943号)

(事案) 本件は、サンゴ砂を利用した発明について米国特許権を有する被告に対して、米国内において原告製品(サンゴ化石微粉末)を販売する原告が、当該特許権に基づく差止請求権を有しないことなどの確認を求めた事件である。

裁判所は、被告は普通裁判籍を我が国に有していることから、特段の事情がない限り、我が国の裁判管轄を認めるのが相当であるとした上で、特許権の登録国である米国の法を準拠法として認定した。

(検討) 裁判所は、準拠法の決定に関しては「FM信号復調装置」事件の最高裁判決と同様の立場を採っている。本事件では、「米国内における行為の差止請求による訴えの利益の有無」が争点となっている点が異なっている。なお、日本の裁判所での判決が米国の裁判所において承認・執行されるべきものとの前提の上で、本件の実体審理を日本の裁判所で扱うことにつき訴えの利益を認めている点が注目される。

4.3 実務者への提言

準拠法の決定に際して、差止請求と損害賠償請求とは請求の趣旨や性格が異なることから、請求ごとに異なる準拠法が適用されるとも思われる。しかしながら、現実問題としては、特許権侵害の結果は、通常、登録国で発生するもの

であるから、登録国の法律が準拠法となる場合が多いと考えられる。その結果、差止めも損害賠償請求の可否についても同じ国の法律で判断されることが多いと想定される。

仮に、準拠法が日本法以外の場合には、たとえ日本企業同士が日本の裁判所で争ったとしても、外国(前記の事例ではいずれも米国)における特許権侵害訴訟の判断手法が採用される以上、当事者はその国の法律の内容や侵害判断手法などについて十分に知得した上で、その手法に沿った主張・立証を行う必要がある。そのため、日本以外の登録国における特許権侵害訴訟実務に精通した専門家に相談するのが有効な手段となるであろう。

また、日本の裁判所に国際裁判管轄が認められ、かつ準拠法が日本法とされた場合であっても、被疑侵害者の行為地が外国であれば、外国の裁判所において承認・執行される必要がある。「サンゴ化石粉末」事件では、日本の判決が登録国である米国の裁判所にて承認・執行される可能性があることを示唆しているものの、現実問題としては、特許権侵害訴訟に係る日本の裁判所での判決が登録国で認められる確証はなく、この問題に関しては国際的な調和が図れない限り解消されないと考えられる。

一方、各国における域外適用の観点から、特許権侵害を理由とする訴えを提起する国についても検討すべきである。「FM信号復調装置」事件では、原告が米国特許権に基づいて米国において同様の訴訟を提起した場合には、少なくとも侵害判断まで踏み込めるという点で、域外適用を認めない日本に比べて、原告にとって有利であったかとも思われる。但し、この場合においても、域外適用を認めない日本では、承認・執行の可能性が低いという問題が依然として残る。

以上のように、承認・執行の問題にまで踏み込んで考えると、予測可能性に困難が伴うが、特許権侵害行為が発生する蓋然性がある国にお

いて的確に特許権を取得するという、一般的なグローバルな特許戦略の推進と、外国法の熟知が実務者に求められるであろう。

なお、特許権侵害を外国から積極的に誘導する行為については、「FM信号復調装置」事件の最高裁判決においては「教唆・幫助した者に侵害責任を負わせる余地がある」との反対意見¹⁷⁾もあるものの、域外適用の規定を持たない現在の日本法の下において、日本法の解釈のみによって、外国における実施行為について特許権侵害を認定することは、現状では困難だと考えられる。

従って、日本における産業政策上、日本特許権侵害を外国において教唆・幫助した者に侵害関与責任を負わせるかどうかについては、立法的な解決を図ることが望ましいと考えられる。なお、立法化においては、諸外国との関係を考慮する必要があるとも考えられる。

5. 特許発明の実施行為が国境を超える場合の問題

5. 1 国境を越えた特許権侵害

特許権侵害とは、権原なき第三者が業として特許発明を実施又はその予備的行為をすることをいい、特許権者などはその行為に対して差止めや損害賠償を求めることができる（特許法第100条1項、民法709条）。

ここで、権利一体の原則（特許法第70条）により、特許発明を全部実施した場合に特許権侵害が成立する。しかしながら、いずれかの構成要件を欠く場合には、原則として特許権侵害とは認定されない。また、複数者の行為が、それぞれが特許発明の実施を完結させている場合には、各人の行為が異なっていたとしても、実施行為独立の原則により各々が特許権侵害の責めを問われる。

これに対して、近年、複数者が協力して事業

を推進する機会の増加により、1つの特許権の侵害が複数者の関与により引き起こされる場合が増加すると予想され、それを懸念する声もある¹⁸⁾。民事上の責任として共同不法行為が成立するためには、日本の法律が適用される場合、侵害に関与する者の行為が全て国内での行為に限られている。ここで問題となるのは、属地主義の原則の下、権利一体の原則を貫けば、第三者の実施行為が全て日本国内で完結していることが必要となり、構成要件の一部が外国で行われた場合には、日本特許権に基づき特許権侵害の責めが問えないという国境を越えた複数者による侵害がどう取り扱われるのかという点である。

一方で、外国から日本特許権の侵害を積極的に誘導（教唆・幫助など）する者に対して、共同不法行為により損害賠償の責めを負うか否かという、国境を越えた侵害関与者の責任についても日本法に特段の規定がないゆえに議論の余地がある。

更に、日本企業が、人的資源やコストなどの面から生産拠点を近隣アジア諸国などに移転するといった現状もあり、国際間の流通の利便性向上などにより、完成品のみならず、その専用品（生産にのみ用いる物）や中性品（課題の解決に不可欠な物）が複数の国家間で取引されることが多くなっている。

このような背景の下、平成18年特許法改正¹⁹⁾により、特許発明の実施行為に輸出が追加され（2条3項）、また、特許発明に係る物や特許発明により生産された物を輸出のために所持する行為も侵害とみなす行為として規定された（101条3号、6号）。平成18年法改正において、輸出が特許権侵害となる場合は直接侵害品を輸出した場合に限られ、その専用品などの輸出を間接侵害行為とすることは見送られた。

そのため、直接侵害が専ら外国で行われる場合には、輸出先で組み立てて完成品とすることを直接侵害とみなす学説²⁰⁾を除けば、属地主義

の原則から特許権の直接侵害行為が日本国内で発生していない以上、間接侵害は認められないこととなる。例えば、国内において生産した完成品を輸出した場合と専用品などを輸出して外国で完成品を生産した場合との間には、前者は直接侵害に問えるが、後者は現行法では間接侵害にすら問えない。

このように、完成品（直接侵害品）の生産拠点が存在する国次第で特許権侵害の結論が逆になってしまうことを問題視する意見もある²¹⁾。

そこで、国境を越えた特許権侵害などに関する問題について、参考となる裁判例を挙げて紹介する。

5. 2 裁判例の検討

(1) 複数者による特許権侵害

事例5 - ①「電着画像形成方法」事件（平成12年(ワ)20503号）

（事案）本件は、日本において電着画像形成方法に関する日本特許権を有する原告が、電着画像を文字盤製造業者に販売する被告に対して、時計文字盤など用電着画像の製造・販売・輸出の中止を求めた事件である。なお、被告製品の時計文字盤などへの貼付は、被告製品の購入者が実施している。裁判所は、方法の発明の一部の工程について、「被告が自らこれを実施していないが、被告は、この工程を、被告製品の購入者である文字盤製造業者を道具として実施しているものということができる」として、被告自身により実施されている場合と同視して評価し、時計文字盤など用電着画像の製造・販売行為に対して、特許権侵害を認めた。一方で、被告による時計文字盤など用電着画像の輸出については、「国内においては方法の特許の技術的範囲に属する行為を完結していないことになる」から、特許権の属地主義の原則に照らし、特許権侵害が認められないとした。

裁判所は、方法の発明の一部の工程（構成要

件）が、被告以外の第三者により行われている場合において、特許発明の全工程を実施する者がいないとしても、第三者を被告の道具とみなし得ることを理由に、全工程を被告自身が実施しているものとみなして、被告による被告製品の「製造・販売行為」を特許権の直接侵害に該当するとした。その上で、方法に係る特許発明において、その一部の工程が国境を越えて外国で実施される場合には、被告製品の「輸出行為」については、特許権侵害が認められないと判示している。

（検討）裁判所は、属地主義の原則を厳格に貫き、特許発明の実施行為は全て日本国内で完結していなければ、たとえ被告製品の購入者を意思決定をしない単なる道具とみなしたとしても（道具理論を適用としても）、特許権侵害行為としては認められないことを示していると考えられる。

(2) 侵害関与者の責任

事例5 - ②「データ伝送方式」事件（平成16年(ワ)10667号）

（事案）本件は、原告が、米国法人とその日本子会社である被告に対し、被告には、間接侵害による不法行為責任を負う訴外日本法人2社の行為について共同不法行為が成立すると主張し、共同不法行為の成否と国際裁判管轄とを争った事件である。

裁判所は、国際裁判管轄の有無を判断するにあたって、被告と訴外会社間の契約の存在や、これに基づいて被告製品が製造・販売などされたことにより、両者の行為に「客観的関連共同性」が認められるものとした。その上で、被告の訴外会社に対する被告製品の販売行為及びその前提としての営業行為が、訴外会社の「不法行為の幫助ないし教唆行為と評価できる」というべきである」と判示した。

（検討）裁判所は、外国企業の外国における

行為が、日本における日本特許権侵害の教唆・幫助に該当し得る旨を認めた。本事件においては、契約の内容、被告製品の製造及びその流通過程などの立証が十分になされたことが、外国企業の外国における行為が教唆・幫助に該当し得る（即ち、共同不法行為とみなされる）ことを認定する決め手となったと考えられる。なお、あくまで訴外会社の特許権侵害が成立することを前提として判断されたに留まり、判決においては原告の請求は棄却されている。

(3) 間接侵害の適用範囲

事例5 - ③「製パン器」事件（平成8年(ワ)12109号）

（事案）本件は、「製パン器」（タイマー付き製パン器）・「製パン方法」（タイマーで制御した製パン方法）などに関する特許権を有する原告が、製パン器を製造・販売する被告に対して、当該製品の販売などの差止め及び損害賠償を求めた事件である。製パン方法の特許発明について、①対象被告製品が特許発明の実施にのみ使用する物であるか否か（間接侵害の認否）、②被告が、製パン方法の対象被告製品を日本国内で販売の上、米国所在の者に販売・輸出する行為（外国譲渡）は原告特許権を侵害するか、③被告が、製パン方法の対象被告製品を中国所在の者から購入し、日本を経由することなく、直接米国所在の者に販売する行為（日本不介在譲渡）が、原告特許権を侵害するかの3点が争われた。

裁判所は、製パン器に備えられたタイマーを使用して製パンを行う蓋然性が高いこと、逆にタイマーを利用しない製パン方法を行う可能性が低いことなどを根拠として、製パン方法の特許発明の対象被告物件と製パン方法との関係で「経済的、商業的又は実用的な他の用途はないというべき」と判断した上で、対象被告物件を「その発明の実施にのみ使用する物」とであると

認定した。その上で、「本来、日本国外において、日本で特許を受けている発明の技術的範囲に属する方法を使用してその価値を利用して、日本の特許権を侵害することにはならない。それは、日本における特許権が、日本の主権の及ぶ日本国内においてのみ効力を有するにすぎないことに伴う内在的な制約によるものであり、このような見地から、特許法2条3項にいう「実施」は、日本国内におけるもののみを意味すると解すべきである。そうすると、外国で使用される物についてまで「その発明の実施にのみ使用する物」として特許権の効力を拡張する場合には、日本の特許権者が、本来当該特許権によっておよそ享受し得ないはずの、外国での実施による市場機会の獲得という利益まで享受し得ることになり、不当に当該特許権の効力を拡張することになるというべきである。」とし、日本特許法における「実施」が日本国内で行われるものに限られると解するのが相当とした。これを根拠として、被告の外国譲渡及び日本不介在譲渡については、いずれも日本特許権の効力が及ばない米国での実施であるため、特許法で規定する間接侵害に該当しないとし、原告の主張を退けた。

（検討）裁判所は、特許権の効力の不当な拡張にならない範囲で特許権の効力の実効性を確保するという間接侵害規定の趣旨に基づき、「その発明の実施にのみ使用する物」（平成14年改正前特許法第101条2号）における「実施」を日本国内におけるものに限られると明確に示した。このことは他の判決²²⁾でも支持されており、平成18年法改正で専用品・中性品の輸出を「侵害とみなす行為」と規定しなかったこととも整合する¹⁹⁾。

事例5 - ④「LCD表示ドライバIC」事件（平成15年(ワ)14687号）

（事案）本件は、「データ転送方式に係る装置」

の発明及び「半導体装置の製造方法」の発明に係る特許権を有する原告が、日本国外で製造されたLCD表示ドライバICを輸入し、日本国内の自動車用オーディオ機器メーカーに販売若しくは販売の申出をしている被告ら3社（電子機器部品などの輸入・販売などを業として行う商社）に対して、被告製品が前記特許発明の技術的範囲に属すると主張し、当該製品の販売などの差止め、廃棄及び損害賠償を求めた事件である。このうち、「データ転送方式に係る装置」の特許発明について、①「データ転送方式に係る装置」の特許発明に係る「物の生産にのみ用いられるもの」と認められるか、②差止め及び廃棄の必要性があるかが主な争点となった。

裁判所は、被告各製品は、被告らから被告各製品の具体的な回路構成の開示のない本件において、それぞれ対応する原告各製品と同一の回路構成を有するものと認定した。その上で、このような回路構成を有するLCD表示ドライバは、事実上、「データ転送方式に係る装置」の特許発明に係るデータ転送方式に組み込んで使用する以外に用途がないというべきであることを理由として、被告各製品は、原告特許権に係る特許発明の「データ転送方式に係る装置」の生産にのみ用いられるものとして、間接侵害品であると認定した。

また、被告製品の差止め及び廃棄の必要性については、被告が、訴外で原告からの警告を受けて特定の顧客に対する販売を中止している事実を認めながらも²³⁾、原告が、当該紛争の背景事情を説明するとともに、被告に対する差止めの必要性は、なお認められると主張し、裁判所は、「被告らはいずれも輸入・販売などを業とする商社であり、顧客である販売先の要望に応じ、廉価で性能の変わらない製品の提供を求められることのあり得る立場にあって、現に原告との取引関係を継続する一方で、被告らは被告製品をそれぞれ取り扱ったことなど、本件に表

れた諸事情を勘案し、被告らに対して被告製品の輸入などの差止めを求める利益は、現在もなお存在する」と判示し、特許権存続期間中の輸入販売などを禁止する差止請求を認容した。

（検討）裁判所は、被告製品を「特許発明の生産にのみ用いる物」（特許法第101条1号）として、被告らの行為を間接侵害行為として認定している。本件では、間接侵害品の日本への輸入を介する商社に日本国内での流通前段階の差止めを求めている。当事者の主張において、原告が、被告らである商社の役割を、（製品などの）ユーザーとなる日本のメーカーをさがし、同社に取り次ぐことや、その評価・採用に至るように働きかけること、そして、顧客のニーズに応じてどのような製品でも取り扱うものであるなどとして、侵害行為再発の蓋然性を示したことも、裁判所の判断（差止める利益の存在）に影響したとも考えられる。

5.3 実務者への提言

（複数者による特許権侵害について）

複数者が国境を越えて特許権侵害に関与する場合について、属地主義の原則を厳格に貫けば、特許発明の実施行為は全て日本で完結していることが必要であるため、例えば、方法やシステムに係る日本特許権を回避するために、外国で一部の行為（特許発明の構成要件）のみを行うことで、容易に特許権侵害から免れることができる。特に、近年のネットワーク社会においては、このような巧みな侵害回避が多発することにより、日本市場が害され、日本企業に不利益が招来することが懸念される。このような場合であっても、特許権侵害の発生と損害発生に相当因果関係があれば、国境を越えて全ての主体及び行為に対して、全体としてみて国内での行為と同視することで、共同不法行為を認める余地もあるのではないかと考える。

この点、米国の「Black Berry」事件²⁴⁾にお

いては、特許発明がシステムであり、その一部が米国外に存在するとしても、米国内でシステムの管理が可能であること、システムの使用により利益を米国内で享受できることを「管理と有益な使用」が米国内で行われていることとして、直接侵害の発生を認定した。システムの一部の構成が米国外に存在するとしても、直接侵害が認められ得ることを示した点で、システム関連発明に対して厚い保護を与えた判決であるといえる。

なお、複数者が侵害に関与している場合には、それが全て国内で行われていたとしても、客観的事実の立証などには相当の困難を伴うが、在外者が当事者として関与していれば一層その困難性は増すばかりであり、企業努力のみで解決できないとも思える。そのため、ある一定の要件を満たすことで、国境を越えた複数者の侵害行為を抑止できるような法整備などの立法措置を検討していくべきであろう。

また、国境を越えた侵害関与者の責任に対しても同様であり、実効性の乏しい外国の被疑侵害関与者を追及することが事実上困難であることから、前記同様立法化により解決を求めるべきであろう。

(侵害関与者の責任について)

ところで、外国における行為が、日本の特許権侵害を惹起したというだけで、安易に教唆又は幫助などの共同不法行為を認めてしまうことには疑問が残る。

情報が世界中に発信されるといったネットワーク社会やグローバルな事業展開がなされている現状を鑑みると、例えば、外国企業が、日本特許権に係る製品又はその専用部品を自社のホームページに掲載して情報を発信することのみをもって、日本特許権の侵害に関与した責任を問われるとすれば、外国企業などに対して過度な調査義務を課すことにもなり、日本特許権の効力の拡張と大差がなくなるといえよう。「記

録媒体駆動用モータ」事件の控訴審のように、外国での行為を日本国内における不法行為として認定されうる証拠が揃えば格別であるが、このケースにおいても、不法行為の認定に対して疑問視する意見もある²⁵⁾。

そのため、客観的事実関係に加え、故意などの主観的要件や、外国の行為者と日本の侵害者との間に意思の疎通があったことなどを要件として、共同不法行為を認めるべきであるとも考えられる。立法化においては、国際社会において、日本市場や日本企業が孤立する立場とならないよう留意しながら、諸外国の法律との国際的な調和を図ることが望まれる。

(間接侵害の適用範囲について)

専用品などが国境を越える場合についてみると、平成18年法改正の趣旨¹⁹⁾や「製パン器」事件からも、完成品の生産が外国で行われている場合であっても、専用品の輸出は間接侵害行為に該当しない。そのため、外国に向けての輸出に際して、運搬上の都合だけで解体された専用品全部が輸出された後、輸出先において単純な作業で組み立てられた(完成品が生産された)としても、現行の特許法を厳格に適用するならば、特許権侵害は成立しないということになる。この場合には、外国でしか完成品としてできないなどの特別な事情がない限り、完成品が日本国内で生産されたと同視して、部品の輸出を一括して直接侵害行為と認定しても良いとも思われる²⁰⁾。これに対して、専用品などが輸出された上で、完成品の本質的部分でない単なる汎用品と組み合わせられて完成品が生産された場合には、外国での完成品の生産について日本国内の生産と同視できるかについては議論の余地がある。

一方、日本から専用品などが外国に輸出された後、外国で完成品が生産された上で、日本に逆輸入されるといった、専用品が専用品を含む完成品としてブーメランの軌道を描くように日本に輸入された場合には、完成品の特許権者は、

輸入者に対して、当然ながら当該製品の輸入や販売などの差止請求が可能である。

しかしながら、輸入者が顧客や一般消費者などの場合には、商取引の都合上、顧客などを被告として訴えることが形式的に可能だとしても、現実問題としては直接的に訴えることはできないのが通例である。

この場合には、侵害物品である完成品の輸入を関税法によって阻止することを考慮すべきである²⁶⁾。なお、外観からの識別が困難であり、輸入者や対象物品名が頻繁に変更される場合には、侵害物品や侵害者の特定が困難であるので、関税法の適用のみによる輸入の差止めには困難が伴うと予測される点に留意すべきである。また、「LCD表示ドライバIC」事件のように、輸入者（顧客）ではなく商社を訴えることは、直接的に顧客を巻き込まない有効な手段であるとも考えられる。更に、「データ伝送方式」事件のように、民法上の共同不法行為の成否についても検討すべきであろう。

このように考えていくと、間接侵害の規定を一定の要件下で緩和しつつ、完成品が逆輸入される前、即ち、専用品などが輸出される段階で差止めることが可能とするなどの立法的な解決の余地もあると考えられる。

専用品が輸出された上で、外国で完成品が生産されて日本に輸入された場合において、専用品の輸出者と逆輸入者との間に客観的な関連共同性を示す証拠を提示することができれば、輸出者による専用品の輸出行為のみをもって、その者に対して共同不法行為責任を問うことができるとも考えられる。しかしながら、この場合であっても、輸出者の行為が間接侵害に該当しない以上、不法行為に基づく差止めが一般的に認められないため、実質的に輸出行為の差止めはできないという問題が依然として残る。

特許法第101条で規定する侵害とみなす行為が、権原なき第三者の侵害行為を誘発する蓋然

性が極めて高い行為を未然に防止するという趣旨に立てば、日本国内に逆輸入された物が、日本市場における特許権者の利益を害しているのならば、一定の要件下、専用品などの輸出を特許権侵害とみなすことが、特許法の目的である「特許権者の保護」と「(日本国内の)産業の発展に寄与する」ことに沿うようにも思える。

(取得すべき権利について)

企業努力のひとつとしては、まず出願時に予想される流通品に対して、直接侵害の立証が容易なクレームを作成することに注力すべきである。しかしながら、流通する物が専用品などの場合、そのものをクレームした場合、完成品との作用効果の関係が把握できないとして記載要件違反になりやすいという問題や²¹⁾、構成要件が少なくなることにより新規性、進歩性が欠如しやすいという問題が生じることが懸念される。そこで、例えば、専用品などに対して、二以上の構成要素の各要素に関する発明（サブコンビネーション）に相当するクレームを活用することも必要と考えられる²⁷⁾。

6. おわりに

企業活動のグローバル化やボーダレス化により、今後ますます渉外的要素を有する事件が多発し、国境を越えた特許権の保護のあり方の見直しが要求される可能性は高い。

今回、渉外的要素を有する特許権侵害訴訟について検討を行ってきたが、日本企業の努力による解決手段の探索を怠らないとしても、属地主義の厳格な適用が、国際社会において特許権者に過度な負担を強いる結果となっており、企業努力の限界を感じざるを得ない。

そのため、国際的な産業財産権や権利者の保護を図るための、国内の法整備のみならず、広く国同士の問題と捉え、国際調和への取り組みや国際ルール形成が望まれる。なお、法整備に当たっては、他の産業界への影響も考慮しつ

つ、特許制度の具体的なあり方について、その必要性を産業界から今後とも継続的に発信していくべきではないかと考える次第である²⁸⁾。

本稿が国際的な特許紛争における早期解決の糸口を見つける一助となれば幸甚である。

注 記

- 1) 飯村敏明, 設楽隆一, 知的財産関係訴訟-リーガル・プログレッシブ・シリーズ (3), pp.273~305 (2008) 青林書院
- 2) 高部真規子, 実務詳説特許関係訴訟, pp.222~256 (2011) 金融財政事情研究会
- 3) 法制審議会国際裁判管轄法制部会, 「国際裁判管轄法制に関する中間試案」, 平成21年7月28日
- 4) 「民事訴訟法及び民事保全法の一部を改正する法律案」(平成23年法律第36号)が通常国会で成立した。その提出理由を以下の通りとしている。「国際的な経済活動に伴う民事紛争の適正かつ迅速な解決を図るため、国際的な要素を有する財産権上の訴え及び保全命令事件に関して日本の裁判所が管轄権を有する場合などについて定める必要がある。」
なお、改正法では、旧法の国内の裁判管轄の規定の前に国際裁判管轄に係る新たな規定を設けている。特許権侵害訴訟に係るものとしては、普通裁判籍等による管轄権(第3条の2)、不法行為に関する訴えの管轄権(第3条の3第1項第8号)、知的財産権のうち設定の登録により発生するものの存否又は効力に関する訴えの管轄権(第3条の5第3項)、併合請求による管轄権(第3条の6)、合意による管轄権(第3条の7)、応訴による管轄権(第3条の8)、特段の事情による訴えの却下(第3条の9)などが規定された。
- 5) 「マレーシア航空」事件(最高裁昭和55年(オ)130号)
- 6) 隔地的不法行為における不法行為地の意義に関して解釈が分かれていた点について、被害者保護の観点から「加害行為の結果が発生した地」と規定することにより、結果発生地説を採用することを明確にした(通則法17条本文)。ただし、これを貫くと、通常は想定されない地で加害行為の結果が発生した場合に、加害者にとって予

見できない事態が生じる場合もある。そのため、「その地における結果の発生が通常予見することのできない」場合には、例外的に加害行為が行われた地の法を適用するものとしている(同条但書)。

- 7) 外国裁判所の確定判決の効力については、民事訴訟法に以下のように規定されている。
第百十八条 外国裁判所の確定判決は、次に掲げる要件のすべてを具備する場合に限り、その効力を有する。
一 法令又は条約により外国裁判所の裁判権が認められること。
二 敗訴の被告が訴訟の開始に必要な呼出し若しくは命令の送達(公示送達その他これに類する送達を除く。)を受けたこと又はこれを受けなかったが応訴したこと。
三 判決の内容及び訴訟手続が日本における公の秩序又は善良の風俗に反しないこと。
四 相互の保証があること。
- 8) 「光ディスク」事件(最高裁平成16年(受)781号)において、「その準拠法は、特許権についての属地主義の原則に照らし、当該特許を受ける権利に基づいて特許権が登録される国の法律である。」と判示した。
- 9) 米国特許法第271条(b); 「積極的に特許侵害を誘発した者は、侵害者としての責めを負うものとする。」
- 10) 「BBS並行輸入」事件(平成7年(オ)1988号)において、特許権の属地主義について「属地主義の原則とは、特許権についていえば、各国の特許権が、その成立、移転、効力などにつき当該国の法律によって定められ、特許権の効力が当該国の領域内においてのみ認められることを意味するものである。」と定義している。
- 11) 「特許権侵害訴訟における国際裁判管轄」清水節, 民事法研究会, Law & Technology No.50, pp.43~50 (2011)
- 12) 「知的財産権侵害訴訟にかかる国際裁判管轄の法制化について」, 河村寛治, 法学研究, 88号, pp.47~74 (2010)
- 13) 特段の事情を考慮した裁判例として、「ドイツ車預託金」事件(最高裁平成5年(オ)1660号)などが挙げられる。
- 14) 同日付で判決があった事件として、「モータ」事件(平成20年(ワ)9732), 「フレキシブルプリン

- ト基板の固定構造」事件（平成20年(ワ)9736）がある。
- 15) 同日付で判決があった事件として、「モータ」事件（平成22年(ネ)10001）、「フレキシブルプリント基板の固定構造」事件（平成22年(ネ)10002）がある。
- 16) 吉原省三，「特許」，Vol.62, No.12, pp.114～128（2009）
- 17) 「FM信号復調装置」事件（最高裁平成12年(受)580号）における藤井裁判官の反対意見において、「特許権の侵害を積極的に誘導する行為は，特許権侵害の教唆又は幫助に当たるといふべきであり，その行為を行った者は，共同行為者とみなされ，直接侵害者と連帯して損害賠償責任を負うことは明らかである。」と解した上で，「属地主義の原則に反するとはいえない。」と述べられている。
- 18) 特許第2委員会 第1小委員会，「知財管理」，Vol.60, No.8, pp.1249～1264（2010）
- 19) 特許庁総務部総務課制度改正審議室編，平成18年改正産業財産権法の解説，pp.107～116（2006），発明協会
- 20) 吉藤幸朔，「特許法概説（第12版）」，pp.468～469（1997）有斐閣には，「ロックダウン方式（製品に必要な全部品を日本で生産し，組立のみを海外で行っている場合）」について，実質上，日本国内で侵害品の生産があったとして直接侵害の対象と解すべきとしている。
- 21) 岩坪哲，「知財管理」，Vol.58, No.2, pp.211～223（2008）
- 22) 「ポリオレフィン組成物」事件（平成13年(ネ)240号）
- 23) 仮処分事件（平成15年(ヨ)第22048号）
- 24) 「Black Berry」事件，NTP, INC. v. RESEARCH IN MOTION, LTD.（CAFC判決 2005/8/2）
- 25) 木村耕太郎，「知財管理」，Vol.62, No.1, pp.85～97（2012）
- 26) 関税法には以下の規定がある。
（輸出してはならない貨物）
第69条の2 次に掲げる貨物は，輸出してはならない。
三 特許権，実用新案権，意匠権，商標権，著作権，著作隣接権又は育成者権を侵害する物品（輸入してはならない貨物）
第69条の11 次に掲げる貨物は，輸入してはならない。
九 特許権，実用新案権，意匠権，商標権，著作権，著作隣接権，回路配置利用権又は育成者権を侵害する物品
- 27) 都築栄寿，中辻七朗，「特許」，Vol.64, No.7, pp.32～39（2011）
- 28) 産業構造審議会知的財産政策部会特許制度小委員会報告書，「特許制度の在り方について」，pp.23～30（平成18年2月）

本文の複製、転載、改変、再配布を禁止します。

別表 渉外的要素を有する特許権侵害に関する主な裁判例

No	判決日	裁判所	事件番号	事件名	類型 ^{※)}	結論
1	H13.5.14	東京地	平成11年(ワ)16175	眼圧降下剤	①③	棄却
2	H22.9.15	知財高	平成22年(ネ)10003	記録媒体駆動用モータ	①③	認容
3	H21.11.26	大阪地	平成20年(ワ)9742	記録媒体駆動用モータ	①③	棄却
4	H14.9.26	最高裁	平成12年(受)580	FM信号復調装置	②③	棄却
5	H15.10.16	東京地	平成14年(ワ)1943	サンゴ化石粉末	①②③	認容
6	H13.9.20	東京地	平成12年(ワ)20503	電着画像形成方法	③	認容
7	H19.11.28	東京地	平成16年(ワ)10667	データ伝送方式	①③	棄却
8	H12.10.24	大阪地	平成8年(ワ)12109	製パン器	③	認容
9	H16.5.28	東京地	平成15年(ワ)14687	LCD表示ドライバIC	③	認容
10	H22.9.15	知財高	平成22年(ネ)10002	フレキシブルプリント基板の固定構造	①③	認容
11	H21.11.26	大阪地	平成20年(ワ)9736	フレキシブルプリント基板の固定構造	①③	棄却
12	H22.9.15	知財高	平成22年(ネ)10001	モータ	①③	認容
13	H21.11.26	大阪地	平成20年(ワ)9732	モータ	①③	棄却
14	H13.8.30	大阪高	平成13年(ネ)240	ポリオレフィン組成物	③	棄却
15	H13.10.9	大阪地	平成10年(ワ)12899	電動式パイプ曲げ装置	③	認容
16	H18.1.31	知財高	平成17年(ネ)10021	インクタンク	③	認容
17	H19.2.27	東京地	平成15年(ワ)16924	多関節搬送装置	③	認容

※なお、類型については、①国際裁判管轄に関する問題、②準拠法に関する問題、及び③特許発明の実施行為が国境を越える場合の問題の3つに分類した。

(原稿受領日 2012年7月10日)